

答

弁

書

請求の趣旨に対する答弁

原告等の請求を棄却する

訴訟費用は原告等の負担とする

との判決を求める

請求の原因に対する答弁

第一項ないし第六項

原告等主張の日時に、米軍航空機がそれぞれ広

島及び長崎の上空に浸入し、いわゆる原子爆弾を投下し、その炸裂の

結果多數人を殺傷せしめたことは認めるが、その被害結果が原告等主

張のとおりであること及び原子爆弾の性能等については知らない。

昭和二十三年五月に経済安定本部が調査した結果によれば、被害の

うち軍関係を除く死傷者数は、別表のとおりである。

第七項、第八項

昭和二十年八月六日頃国際放送においてトルーマン

大統領が原子爆弾に言及したことは争わないが、その余の事実は知ら

ない。

第九項ないし第十一項

争う。

第十二項ないし第十五項

被告に原告等に対し補償義務又は損害賠償

の義務のあることは否認する。

第十六項 知らない。

第十七項 争う。

被告の主張

第一、原子爆弾の使用が原告等の主張されるように国際法に違反する違法なものであることは直ちに断定できないと考える。

原子兵器は、原告等の主張されるとおり、それが広島に使用されるまで世界の人類によつて未だ一般に知られなかつたものであるから、その当時原子兵器使用の規制について実定国際法が存しなかつたことは当然であるし、また、現在においてもこれに関する国際的合意は成立していない。従つてかかる意味の国際法違反という問題は起り得ないことはいうまでもない。しかして、原告等は、海牙陸戦法規その他告示の条約の解釈上当然これに違反すると主張されるがこれら諸条約は、ほんらい原子兵器をその対象とするものではないのみならず、その条約の趣旨を拡張してこれを包含するものと解釈することもできないと思う。

かようなわけで、広島及び長崎における原子爆弾の投下をもつて直

ちに原告等主張の如く国際法規に違反する違法のものと断定することはできないのである。

第二、原告等が原爆加害国及び加害者個人に対し損害賠償請求権をもつものであることは、第一で述べた理由により遺憾ながら被告はこれを否定せざるを得ないのであるが、仮に原告等に右の請求権があるとしても、この請求権なるものは、国内法の下における一般の権利と趣を異にし、それ自体としては各国の実定法に基礎を有することなく、従つて、権利の行使が法的に保障されていないもの、すなわち権利として実行されるべき方法乃至可能性を備えないものといわなければならぬからである。それは、講和条約において相手国がこれを承認し具體的な取極めがなされるならば、ことにはじめて賠償請求権が現実の問題となるが、それは寧ろ講和条約そのものに由来する権利といふべきであつて、これについての具體的取極めを含む講和条約締結前は、法律以前の状態といわなければならぬ。しかも敗戦国の側から被害者の賠償請求が実現されたことは、歴史上その例がなく、戦勝国といえども講和条約によつて敗戦国から一定金額乃至一定役務の賠償を得る外その余の請求は一切これを行わないのが一般の例になつてゐるの

である。

右のとおり、原告等のいわゆる請求権なるものは仮に原告等がこれを有するものとしても何等權利たるに値しない抽象的觀念にすぎないから、かかる抽象的觀念の存在及びその侵害を前提として、補償又は賠償を求める原告等の本訴請求は失当であるといわねばならない。

第三、原告等は、平和条約第一九条の規定によつては、原告等が原爆加害国及び加害者個人に対して有する損害賠償請求権は放棄されず、平和条約第一九条の規定にかかわらず、原告等の請求権は存在するとも主張されているが、この主張によるならば、平和条約第一九条の規定は原告等の有する請求権と何等の関連を持つものではないから、これは、その主張自体から失当であることは明らかといわねばならない。

なお、原告等の有する請求権なるものが、裁判外及び裁判上行使実現し難きものであることは、平和条約第一九条の規定の存否にかかわりないものであることは、前述したところから明らかであると思うから、平和条約第一九条の規定によつて初めて実現し難き状態に陥つたものといふことはできないと考える。

第四、次に原告等主張の請求権があると仮定して、平和条約第一九条の

規定によりこれらの請求権が放棄されたものとしても、左記の理由から原告等は被告に対し補償請求権を有するものといふことはできないと考える。

一、すでに述べたとおり、原告等の請求権なるものが、法律以前の抽象的觀念にすぎず。しかも敗戦国の側からは講和に際して当然に放棄さるべき宿命を担うものにすぎない以上、これが憲法にいう財産権に該当しないことは多言を要しない。

二、憲法第二九条は、国が私有財産を公共のために供する場合には正当の補償をなすべき旨を規定しているが、これによつて国民に直ちに具体的補償請求権が発生するわけではなく、国民が国に対して具体的補償請求権を有するのは、当該事項に関する法令にその具体的規定が設けられて始めて然るのである。いい換えれば、憲法は、国が公共のために私有財産を使用又は収用する場合には、その法令にこれに対する補償措置を具体的に規定すべきことを命じているにすぎないのであつて、憲法が直ちに国民に対して具体的請求権を賦与しているものではない。従つて法令が補償措置を設けずに私有財産権を使用収用し得ることを定めたとしても、その法令が違憲無効

とされることがあつても、使用収用を受けた国民の側から直ちに憲法に基づいて国に損失補償を請求することは許されないと考える。従つて、本件においても、原告等が条約と憲法とに基づいて直ちに国に対し補償を請求するとは許されないとわねばならない。

第五、原告等は、国家賠償法第一条の規定によつて、被告に対し賠償請求権を有すると主張されているが、これも次の理由によつて失当であると考えらる。

一、すでに述べたとおり、原告等の有する請求権なるものは、何等權利たるに価しない。従つて觀念であるにすぎず、しかも敗戦国側からは、講和に際して自國に放棄さるべき宿命を担つていたものにすぎないから、言ひ渡すことはめとする日本全權団が平和条約に調印したことをもつて、權利侵害なりと主張することはできない。

二、平和条約は、昭和二十六年九月八日サンフランシスコにおいて我國とアメリカその他の連合國との間に調印され、同年十月十日召集の第十二国会において承認されたものである。従つて、仮に平和条約の内容に国内法体系の見地からみてこれにそぐわないものがあるとしても、条約そのものを違法とすることはできないのであるから

成立した条約が適法に効なものであるかぎり、その条約の締結行為をもつて違法視することはできないと思う。これは有効な法律が成立すれば、この法律により個人の権利ないし利益が左右されることはあつても、この法律を成立せしめた立法行為自体を違法と評価することは論理上許されないことと異ならないからである。しかも、講和条約の調印において、敗戦国側全権団に許される交渉の余地が極めて限局されたものであるのが常であること及び従来講和条約の先例等に徴すれば、本件の如き請求権の放棄に関する条項を含む講和条約に対し、日本の全権団が調印したことを妥当を欠くものとい得ないことも明らかであると思う。よつて、この調印の不法を前提とする原告等の賠償の請求は失当といわねばならない。

第六、従来の戦争において世界の何人も経験したことのない原子爆弾の裂の下に置かれた人達に対しては、被告は深甚の同情を惜しむものではないが、これらの人達に対する慰藉の途は、他の一般戦争被害者に対するそれとの均衡や国の財政の状況等を勘案して決定されなければならぬ。そしてかかる措置を立法上又は財政上講ずべきか否かは法律問題でなくて政治問題に外ならない。従つて、立法上、かか

る措置のとられていない現在においては、被告は原告等に対し補償又は賠償をなすべき義務はないと考えるものである。

附 属 書 類

答 弁 書 副 本

一 通

別 表

被害地	被害前の人口	死	傷者
広島市	三三六、四八三人 (昭一九、人口)	死者 七八、一五〇人 傷者 五一、四〇八人	
長崎市	二七〇、〇六三人 (昭和一九、人口)	死者 二二三、七五三人 傷者 四一、八四七人	